

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ（DENIZ）

被 告 国

原 告 第 4 準 備 書 面

令和3年4月26日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大橋



同 弁護士 岡本翔太



乙23号証の映像は、その映像の終わり（再生時間10分26秒）まで乙12号証③の映像と再生時間と場面の対応が一致しているため、本書面以降、乙12③を証拠として引用する旨を記載した場合、その箇所の再生時間が10分26秒以前である場合は、その記載は乙23号証の同一再生時間での場面も証拠として引用することを含意するものとする。

本件居室内において原告が別室へ連行される（本件連行）までのやり取りは、次のとおりである。

1 前提情報（本件居室内の間取り、物の配置等）

- (1) 本件居室の出入り口は1つである（以下、単に「出入口」という。）。
- (2) 本件居室内にはベッドが1つ、出入口から入って右側に、二辺を壁に接する形で設置されていた。当該ベッドは一人用であり、当時、原告に割り当てられたものであった。
- (3) 本件居室の出入口から入って左側手前には、壁に接するような形で、ゴ

ミ箱、ミニテーブル、ポットなどが設置されていた。これらは、当時、特に固定具などを用いて床に固定されるような措置は講じられておらず、容易に移動させることができた。

- (4) 以上の点を含めた、本件連行実施当時における本件居室内の間取り及び物の配置は、甲14号証のとおりであった。(ただし、本件居室やベッドを含む備品の縦横比率や縮尺はおよそのものである)。

2 入国警備官Aとみられる者の入室と原告の会話

- (1) 午前0時28分48秒頃から、入国警備官Aは本件居室の出入口扉を開けたまま、本件居室と多目的ホールB(乙13参照)の間の位置に立った。

この際、原告は、本件ベッドの上の出入口付近に腰掛ける形、具体的には身体を出入口から入って左側(甲14号証参照)に向けて足を床に下ろす形で座っていた。

そこで、入国警備官Aは、前かがみになって原告の方を向きながら、原告に対して本件独居から移動するよう促すことを言い続けた。

- (2) 入国警備官Aは、本件居室外にいる職員の方を向いて手招きをしたのち(乙12②[4:46])、午前0時30分19秒頃から本件居室と多目的ホールBの間からさらに室内に踏み入った。また、他の5人ほどの職員も、本件居室に入国警備官Aに続く形で入室した。

そして、入国警備官Aを含む複数の職員が本件居室内に入り、原告の周りを囲んだ。そして、職員らは、原告に対し、「行くよ」などと本件居室から出ることを求める発言を連呼した(乙12③[0:00~0:16])。

- (3) 上記(2)の入室後、原告は、「触らないで」「なんで私寝る薬残ってる??」などと述べ、常備薬の提供ができない理由を説明するよう求めた(乙12③[0:05~0:10])。

しかし、複数の職員が、「触らないから行くよ」「あとで説明するから」と本件居室内で原告に説明することを拒否した。

(4) そこで、原告は、「なんでここで説明しない」「ここでして」「なんでなんで」と述べて本件居室内で説明できない理由も加えて尋ねた（乙 12③ [0:20~0:30]）。

しかし、職員らはこの質問に答える発言をしなかった。そして、職員らは、「ここではしないから」「行くぞ」などと、それよりも大きな声と言葉で、原告の退室を強く求め始めた（乙 12③ [0:25~0:28]）。

(5) なお、上記(1)から(4)までの間、原告はベッドに腰掛ける体制を維持しつづけていた。そして、原告が入国警備官Aの腹部を蹴ったり、その識別票を奪い取ることも、入国警備官Bの帽子を奪い取ることもなかった。

3 拘束行為の開始

(1) 午前 0 時 30 分 54 秒頃から、入国警備官Aは、「行くぞ」「足を引っ張れ」「足なげえから」「足から引っ張って」などという、原告の足を掴むよう他の職員に指示するような言葉を発した（乙 12② [5:14~5:20]）。

(2) 上記(1)の発言の後、複数の職員が立ち位置を移動した。そして、結局、入国警備官Aが原告の足を掴み、原告の向きを、その頭部を出入口側の壁方向、両足を窓側の壁方向にする形に変え、ベッドの上に足を載せさせた上、その足の上に入国警備官A自身が乗って、原告の足を押さえた。

また、同じ頃、複数の職員が本件居室に入室し、出入口から入って左側付近に配置されていたゴミ箱等の物を移動させ始めた（乙 12③[0:40 頃から]）。

(3) 複数の職員が上記(2)のとおり物を移動させている間、原告は、入国警備官Aに対し、「なんで私の寝る薬残ってる」「ここで話してよ」といった言葉を発したが、出した声はそれまでよりも小さくしていた（乙 12③[0:51~0:59]）。

(4) 原告がなおも説明を求め続けたことを受け、入国警備官Aは「ここでは話をしない」「いいから」「話をしないつーてんだろうが」などと、語気を荒げ始めた（乙 12③ [1:00~1:23 頃]）。

また、入国警備官Aは、原告の足を押さえることを他の職員と交代したう

え、仰向けでやや倒れる姿勢になった原告の胸部に自らの膝を載せ、自重をかけ、原告の上半身をベッドに沈めるような形に押し倒し、起き上がれないよう押さえつけた。同時に、他の職員が、原告の両肩辺りを抑えつけ、原告がベッドから起き上がれないようにした。これと同時に、入国警備官Aは、原告の片方の手について、その手首を片手でつかみ、もう片方の手で親指を除く四本の指先を掴み、手首を起点として手の甲側へ原告の手を折り曲げて関節を痛めつける行為に及んだ（動作を再現した写真として甲15）。（なお、訴状第2の2において本件居室内で受けたものと主張した手首をひねる暴行は、これを指すものである。）

なお、本項の拘束時点において原告の体を押させていたのは、原告の記憶によれば、入国警備官Aを含む2人の職員であった。

- (5) 続いて、入国警備官Aは、原告の首元に指を押し込む行為（乙12③ [8:19~8:41頃] に入国警備官Aが行ったのと同様のもの）に及び、原告をさらに痛めつけた。痛みと恐怖を感じた原告は、「痛い。殺される、殺される」と声を出した。すると、原告の口は職員の手によって塞がれ、原告は大きな声を発することができなくなった（乙12③ [1:18~21]）。
- (6) 職員らは、原告の周囲を移動し、ある職員は「早く」などと言った。恐怖を増した原告は、「いのち」「助けて、助けて」と大きな声を出した（乙12③ [1:25~1:27]）。
- (7) 次いで、入国警備官Aは、他の職員らに対し、「右に回って」などという原告の四肢を手分けして掴み、拘束するよう指示する旨の発言をした（乙12③ [1:30~1:38]）。そして、3名以上の職員が、「右手」、「滑ってる」などと述べ、それぞれ、原告の周囲を移動し、その四肢や頭部付近を掴み始めた（乙12③ [1:35~1:40]）。

原告は、この最中も「助けて」と何回も連呼し、叫び続けた（乙12③ [2:10頃まで]）。

(8) なお、上記(7)の辺りから、他の居室にいる被収容者が、「何するんだー」「デニーズ」「何してる」などと声を上げ始めていた（乙 12③ [1:30~1:45 頃]）。

4 本件居室からの連行（退室）

(1) 原告の周囲にいた職員らは、それぞれ原告の四肢や頭部付近を掴み、原告の四肢を押さえながら、原告の身体を持ち上げようとし始めた。そして、ある職員が、「一回出しましょう」と発言した（乙 12③ [2:16]）。

(2) もっとも、この時の原告は、恐怖心を感じたため、助けを叫びながら、自己の四肢を内側に收め、縮こまるようにした。職員らは、すぐに原告の体を持ち上げきることができなかつた。

(3) 上記(2)を受けて、職員らは、「頭」「おい」と述べ（乙 12③ [2:40 頃]）、原告の身体の掴み方や立ち位置を探るように位置や体勢等を少しずつ変える動作を行つた。これは、原告の身体をより持ち上げやすくするためのものとみられる。

この間、原告は「殺される」と叫び続けていたが、次第にその声は小さく、くぐもった形になつた（乙 12③ [2:55~3:33]）。

(4) その後、ある職員が「よし、行こう」と述べた（乙 12③ [3:29]）。また、入国警備官Aも「行くぞ」と述べて、他の職員に指示を出した（乙 12③ [3:36]）。原告は、「殺される」「死ぬ」「殺される」「痛い」（乙 12③ [3:32~3:53]）といった言葉をくぐもつた形で発した。しかし、職員らは、原告の発言を受けた何らかの配慮をするそぶりを全く見せなかつた。

(5) その後、ある職員が「はい、ここ持ってー」と合図のような言葉を發した（乙 12③ [4:20]）。そして、職員らは、原告の身体を持ち上げ、原告を本件居室から移動させ始めた。

(6) 職員らは、遅くとも午前0時34分44秒頃には、原告を本件居室から運び出した（乙 12② [9:15]）。

原告は、腕に痛みを感じたため、「うで、うで痛い」と叫んだ。しかし、入

国警備官Aは「抵抗するな」と述べるだけであった。

- (7) そして、職員らは、いったん多目的ホールBで移動を停止して、位置や持ち上げ方の確認をした後、遅くとも午前0時35分20秒頃には、多目的ホールBから運び出された(乙12②[9:52])。

以上